

政府の緊急事態宣言に伴う営業時間短縮のお知らせ

2021年1月13日

政府から発出されました、緊急事態宣言による営業時間短縮の要請を受け、対象となる下記校舎において、下記の通り、営業時間を短縮させていただきます。

【対象校舎】

政府の緊急事態宣言の対象となる東京都、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県、愛知県にある以下の校舎

上石神井校、富士見台校、昭和の森校、東伏見校、横浜校、港北校、新百合ヶ丘校、多摩校、横須賀校、永田台校、グランドフィットネスセンター南、玉出校、堺校、京都校、神戸御影校、西宮校、西神校、西神戸校、三田校、名古屋中村校、春日井校

【営業時間短縮期間】

2021年1月14日（木）から2月7日（日）まで、営業時間を原則として20時までに短縮させていただきます。

なお、上記以外の道府県においては、新型コロナウイルス感染予防の管理・指導を徹底したうえで、校舎を通常通り開校します。当スクールでは、安全で清潔な環境を十分に確保し、水泳や運動の習得による心身の発育を絶やすことなく継続できるよう、生徒と保護者様、会員の皆様が安心して来校できる校舎環境の整備を強化して行って参ります。

急なご案内となり大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。また、これらは現時点における対応となり、今後の状況により変更する場合がございますのでご了承ください。最新情報は、当ホームページにてお知らせいたします。

[新型コロナウイルス感染予防の詳しい対応はこちら](https://www.itoman.com/notice/index_0514.php)

(https://www.itoman.com/notice/index_0514.php)

株式会社イトマンスイミングスクール